資料７

北本市性の多様性推進者認証要綱　概要

１　制度の趣旨

- ＬＧＢＴＱをはじめとする多様な性の尊重を推進する事業者について、申請に基づき審査を経た上で、推進者として認証する。
- 推進者の名称、取組内容その他必要な事項について、市公式ホームページ等で情報発信し、市民や市内事業者等に広く周知する。
- 推進者の取組内容等を発信することで、社会全体で性の多様性の尊重を推進する気運の醸成を図る。

２　制定方法

- 新規制定する。
- 制度の運用開始は、令和５年４月１日を予定する。

３　主な内容

対象	市内で活動している企業・法人・団体（法人格を有する又は男女共同参画の推進を事業の目的とする事業者）
登録要件	次の活動を行っていること ⑴　市と協働した、社会における性の多様性の尊重を推進するための取組 ⑵　相手方に役務等を提供又は応対する際に、性の多様性を配慮する取組 ⑶　あらゆる性的指向及び性自認の人が働きやすい職場環境づくりに向けた取組 ⑷　そのほか、性の多様性の尊重に関する取組
欠格事由	労働に関する法令について不正又は著しく不当な行為をしたとき、市税を滞納しているとき　等
有効期間	最長３年間